また、本件区間において２車線道路の連続性が確保されることで日高郡西部の南北軸が強化されるため、緊急輸送道路としての機能や救急搬送路としての機能が向上するとともに、一般国道42号が被災した際の代替路線としても機能するなど、日高郡西部の道路ネットワークが強化されることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、起業者が任意で、騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、全ての項目において環境基準等を満たすものと予測されている。

また、本件事業により改変される本件区間内の土地における、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び和歌山県の地域性、特殊性を明確化して貴重な野生生物等選定委員会が選定した「保全上重要なわかやまの自然―和歌山県レッドデータブック」における絶滅危惧、準絶滅危惧種等については、改変区域内には存在しない。

なお、本件区間内には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存するが、当該遺跡については、和歌山県教育委員会と協議を行い、その保護については十分に留意し事業を進めている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、車両等の安全かつ円滑な通行の確保及び交通事故の抑制を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第３級の規格に基づき、現道拡幅方式により２車線道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、西側拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、東側拡幅案及び両側拡幅案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、取得必要面積は３案中最も多くなるものの、支障物件が最も少なく地域住民に与える影響が最も小さいこと、改良済みの道路線形と直線で結ばれるため走行性が最も優れていること、全体事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、当該区間は、歩行者等が危険にさらされ、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全を確保し、円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、美浜町長等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県美浜町役場

国会事項

衆議院

議案提出

八月二十六日議員から提出した議案は次のとおりである。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平外五名提出）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平外五名提出）

質問主意書提出

八月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

実質ＧＤＰでマイナス成長になっても対策は必要ないのかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫提出）

ＴＰＰ交渉についての政府の見解等について政府答弁に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

議事日程

八月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十五号

平成二十七年八月二十七日（木曜日）

午後一時開議

参議院

議案付託

八月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について承認義務を課すること等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第四号）

経済産業委員会に付託

質問主意書提出

八月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

教職員定数の充実の必要性に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二五四号）

福島県外における健康調査に関する質問主意書（川田龍平外一名提出）（第二五五号）

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種奨励の再開に関する質問主意書（西村まさみ提出）（第二五六号）

人事異動

外務省

（警察庁長官官房付）警視長　杉山　明

中南米局長補佐を命ずる（八月二十四日）

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長）外務事務官　羽鳥　隆

在大韓民国日本国大使館参事官に転任させる（八月二十五日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　高野　裕

久留米簡易裁判所判事に補する

久留米簡易裁判所判事　榎下　義康

福岡簡易裁判所判事に補する（以上八月十五日）

第一　矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）